

**軽自動車税納税通知書を
5月16日(水)に発送**

〔納期限は5月31日(木)〕

【問合せ】税務課 市民税係

☎773-6668

納税義務者は4月1日の所有者

納税通知書には、4月1日現在の登録内容が記載してあります。すでに手放した車両に課税される場合は、次のことが考えられます。

- ・ 4月2日以降に廃車（譲渡）の手続きをした場合
- ・ 1年分課税（月割はありません）
- ・ 変更・廃車手続きをしていない場合

1年分課税。来年の3月末までに手続きをしないと、来年度以降も課税されます。早急に手続きしてください。

納税証明書

車検に必要です。車検証と一緒に保管してください。



口座振替の納税証明書は、6月8日(金)に送付します。

口座振替納税の場合の有効期限は、平成31年6月15日(土)です。

納税証明書に関する問合せは、税務課収税班 ☎773-6669まで。

軽自動車税

障がい者への減免制度

【問合せ・申込み】

税務課 市民税係

☎773-6668

一定の要件を満たす障がいのある人の軽自動車税を減免する制度があります。

減免には申請が必要です。減免対象になるかは、障がいの種別や等級、車両の使用状況などで異なります。詳しくは、お問い合わせください。

交付された手帳別の要件

身体障害者手帳

障がいの種別や等級によって異なります

療育手帳

障がいの程度が「A」である人が対象

精神障害者保健福祉手帳

障がいの等級が「1級」で、自立支援医療（精神）受給者証の交付を受ける人が対象（所得制限により、受給者証の交付がない場合は、医師の通院証明書でも可）

申請期間

4月2日(月)～5月31日(木)

平成30年度

軽自動車の税率

【問合せ】税務課 市民税係
☎773-6668

原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊・農耕車の税率

| 車種区分 | | 税率 | 車種区分 | | 税率 |
|------|--------------|--------|--------------------|----------|--------|
| 原付 | 50cc以下 | 2,000円 | 軽二輪（125cc超250cc以下） | | 3,600円 |
| | 50cc超90cc以下 | 2,000円 | 小型二輪（250cc超） | | 6,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 2,400円 | 小型特殊自動車 | 農耕作業用のもの | 2,400円 |
| | ミニカー | 3,700円 | | その他のもの | 5,900円 |
| | | | 雪上車 | | 3,600円 |

三輪・四輪以上の軽自動車

| 車種区分 | | 平成17年3月までに初度検査を受けた車両 | 平成27年3月31日までに初度検査を受けた車両 | 平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両 |
|------|----|----------------------|-------------------------|------------------------|
| 三輪 | | 4,600円 | 3,100円 | 3,900円 |
| 四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 12,900円 | 7,200円 |
| | | 営業用 | 8,200円 | 5,500円 |
| | 貨物 | 自家用 | 6,000円 | 4,000円 |
| | | 営業用 | 4,500円 | 3,000円 |